

平成19年分の所得税の確定申告は3月17日まで

確定申告は

自分で書いてお早めに

確定申告と納税の期限は、所得税と贈与税は3月17日、消費税は同31日までとなっています。申告書は自分で作成していただくことが基本です。申告書の作成には、町税務課で配布している「確定申告の手引き」や、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用していただくと便利です。また、所得税の申告が不要な人でも、町・県民税の申告が必要な場合がありますのでご注意ください。

所得 税

確定申告が必要な人
▼事業所得、不動産貸付収入のある場合、土地や建物を売った場合
▼平成19年中の給与収入金額が、2千万円を超える人
▼給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える人など
確定申告すれば税金が戻る人
給与所得者で所得税の申告義務のない人でも、次のような場合は申告すれば所得税が還付されることがあります。
▼年末調整で、配偶者特別控

除や、生命保険料控除などの所得控除の申告をしなかった人
▼源泉徴収税額のあるサラリーマンで、年途中で退職し年末調整を受けていない人や、医療費控除、住宅借入金等特別控除、雑損控除（災害や盗難などで資産に損害を受けた場合）などを受ける人
▼退職所得がある人で、退職所得を除く各種の所得の合計額から、所得控除を差し引くと赤字になる人
この還付を受けるための申告書は、2月15日以前でも提出することができます

株式譲渡所得について

上場株式などにかかる譲渡損失金額の繰越控除の適用を受ける場合は、譲渡損失が生じた年以降、連続して確定申告書および同付表「上場株式等に係る譲渡損失の繰越用」を期限内に提出してください。

消費 税

平成17年分の課税売上高（売上や収入）が1千万円を超えている人は、同19年分の課税事業者となり、3月31日までに消費税および地方消費税の申告と納税が必要です。申告相談を希望される人は、19年分の課税売上・課税仕入

贈 与 税

平成19年中に、個人から10万円を超える財産の贈与を受けた人は、贈与税の申告が必要です。贈与税の申告の相談および申告書の受け付けは、3月17日までです。申告相談を希望される人は、伊丹市立産業・情報センターへお越しください。

町・県民税

町・県民税は、所得税と同様に前年1年間の所得にかかると地方税です。所得税の確定申告をした人は、町・県民税

ご注意を！

住宅借入金等特別税額控除の申告

・平成11年から同18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている人で、所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかった人は、3月17日までに「住宅借入金等特別税額控除申告書」の提出が必要です。

所得税の確定申告をされない人は、「確定申告書を提出しない人用」の申告書に源泉徴収票を添付して税務課へ提出してください。日生・六瀬住民センターでも申告書を預かりますが、申告内容の確認は税務課で行います。

所得税の確定申告をする人は、「確定申告を提出する人用」の申告書を確定申告書とともに税務署に提出してください。



の申告は必要ありません。ただし、確定申告をしなかった人や確定申告が必要でない人でも次の場合は、町・県民税の申告が必要です。
▼平成20年1月1日現在、町内に住んでいて同19年中に給与所得以外の所得があった人
▼同19年中に給与所得がある人で、勤務先から町へ給与支払報告書が提出されていない人や、公的年金の受給者で、公的年金支払報告書が町へ提出されていない人
▼町外に住んでいて、町内に事業所や家屋敷を持っている人
町・県民税の申告は、3月17日（土・日・祝日除く）まで、次の会場で受け付けます。
ところ 町税務課、日生・六瀬住民センター
時間 午前8時45分～午後5時15分

確定申告（相談）会場

会 場 名	開 設 期 間 （土・日・祝日は除く）	開 設 時 間
アステホール （川西市栄町25 - 1 アステ川西6階） 給与所得・年金所得の人を対象	2月5日（火）～同29日（金） 2月19日（火）の 休館日は開設しません	午前9時30分～ 午後4時
伊丹市立産業・情報 センター（伊丹市宮 ノ前2 - 2 - 2 伊 丹商工プラザ）	3月17日（月）まで 2月24日・3月2 日の日曜日は開設し ます	午前9時～午後5時 同4時ごろまでに入 場してください

会場へは電車バスなどの公共交通機関をご利用ください

還付申告センター会場

会場名（開設場所）	開 設 期 間・開 設 時 間 （土・日・祝日を除く）
J R北新地駅前 J R「北新地」駅東改札口すぐ 大阪第2第3ビル間地下歩道	2月1日～同29日 午前9時30分～午後4時
近畿税理士会館 地下鉄谷町線「天満橋」駅4番出口すぐ	2月1日～同15日 午前9時30分～午後4時
宝塚会場 阪急「逆瀬川」駅前 アピアホール	2月1日～同15日 午前9時30分～午後4時

問い合わせは

所得税・株式譲渡所得・消費税・贈与税

伊丹税務署（〒664 - 0898伊丹市千僧1 - 47 - 3・779 - 6121）

町・県民税 町税務課（766 - 8702）



のどもと過ぎれば 熱さを忘れ、 台風一過日本晴れ

前田クリニック耳鼻咽喉科 前田育子医院長

先日、花粉予想が発表された（平年の3倍）。とたんに、焦らされた様に患者さんがやってくる。予防薬を求めてやってこられる。マスコミの威力だ。テレビ画面の杉の枝は、風にゆすられて花粉が煙の様に舞い上がる。鼻がムズムズするような臨場感である。情報に過敏に反応するのが花粉症の本態であろう故か。

花粉症はアレルギー疾患であるが予後は良好である。過ぎ去れば、症状はなくなる。

秋の台風に似ている。花粉対策は、気象情報が頼りになる。花粉フリーの部屋で眠りたい。日中はマスクも頼りになるグッズである。完璧に花粉をシャットアウトできたなら、インフルエンザウイルスも防げるかも。花粉対策は飛散開始までに完了するべし。さらに、症状を軽くする薬を確保できたなら、台風一過を待つのみである。

花粉症が世の中に知られる所となって40年余り、植林の杉の木は、花粉を増やしつづける。車の増加、アスファルトに覆われた地面、暮らし方の変化と競争するように、花粉症患者は増えました。新型インフルエンザ程の脅威はないものの、花粉症はこの国でアウトブレイクし続けているのです。



もりた ゆうと
森多 悠仁くん
1歳8カ月（白金）



外で遊ぶのが大好き！
大きな声で笑う姿がとってもかわいいね 元気に明るく育ってね。
父 繁人・母 雅子さん

なかやま えいた
中山 瑛太くん
1歳8カ月（松尾台）



元気いっぱい、食べる事が大好きな瑛くん♪
そのまま素直で優しく強い子に育ってネ！
父 剛・母 可奈子さん

はい！ポーズ

